

議案第67号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例（平成17年多可町条例第191号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「、町において工事を実施するときは」を「、町において行う工事、または災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の新旧対照表

現 行	改 正
(排水設備の工事の設計及び施工) 第8条 排水設備の新設等の設計及び施工（規則で定める軽微なものを除く。）は、排水設備の工事に関し規則で定める技能を有するものとして町長が認定した者が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、<u>町において工事を実施するときは</u> 、この限りでない。 2 (略)	(排水設備の工事の設計及び施工) 第8条 排水設備の新設等の設計及び施工（規則で定める軽微なものを除く。）は、排水設備の工事に関し規則で定める技能を有するものとして町長が認定した者が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、<u>町において行う工事、または災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については、この限りでない。</u> 2 (略)